 $(1/2)$

ヲ 623-12
ワ 623-17
カ 623-7
ヨ 623-9



2025/09/29 12:39 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000206558
地図番号	余 白		筆界特定	余 白	
所 在	久喜市本町一丁目			余 白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1198番12	宅地	34:04 :		1198番2から分筆 〔昭和41年3月31日〕	
余 白	余 白	余 白	: : :	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日	



2025/09/26 20:01 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000206555
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	久喜市本町一丁目				余 白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1198番9	畑	165	：	1198番1から分筆	
			：	〔昭和41年3月31日〕	
余 白	余 白	余 白	：	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項	
			：	の規定により移記	
			：	平成8年6月13日	



2025/09/29 12:39 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000206547
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	久喜市本町一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	町 反 畝 部 割	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1198番1	畑	㊦	515:	余白	
余白	余白		105:	③1198番1、1198番9ないし1198番11に分筆 〔昭和41年3月31日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年6月13日	
余白	余白		367:	③錯誤 〔平成9年7月28日〕	
余白	余白		71:	③1198番1、1198番15ないし1198番17に分筆 〔平成9年8月27日〕	



2025/09/29 12:39 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000206557
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	久喜市本町一丁目				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1198番11	畑	9:91 :	1198番1から分筆 〔昭和41年3月31日〕		
余白	余白	余白 : : :	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日		



2025/09/26 20:01 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000206548
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	久喜市本町一丁目			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	町 反 畝 坪	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1198番2	宅地	㊦	132:45	余白	
余白	余白		376:76	③1198番2、1198番12、1198番13に分筆 〔昭和41年3月31日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成8年6月13日	
余白	余白		317:81	③錯誤 〔平成9年7月28日〕	
余白	余白		132:67	③1198番2、1198番18、1198番19に分筆 〔平成9年8月27日〕	



2025/10/17 09:52 現在の情報です。

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成 8 年 6 月 1 3 日	不動産番号	0 3 1 2 0 0 0 2 0 0 3 7 8
所在図番号	余 白				
所 在	久喜市本町一丁目 1 1 9 8 番地 2			余 白	
家屋番号	3 7 0 番			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建	8 4 : 2 9 : : :		②③錯誤	
余 白	余 白	余 白 : : : :		昭和 6 3 年法務省令第 3 7 号附則第 2 条第 2 項の規定により移記 平成 8 年 6 月 1 3 日	
表 題 部 (附属建物の表示)					
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	物置	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建	4 9 : 1 9 : : :	②③錯誤	
3	便所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	1 : 6 5 : : :	余 白	

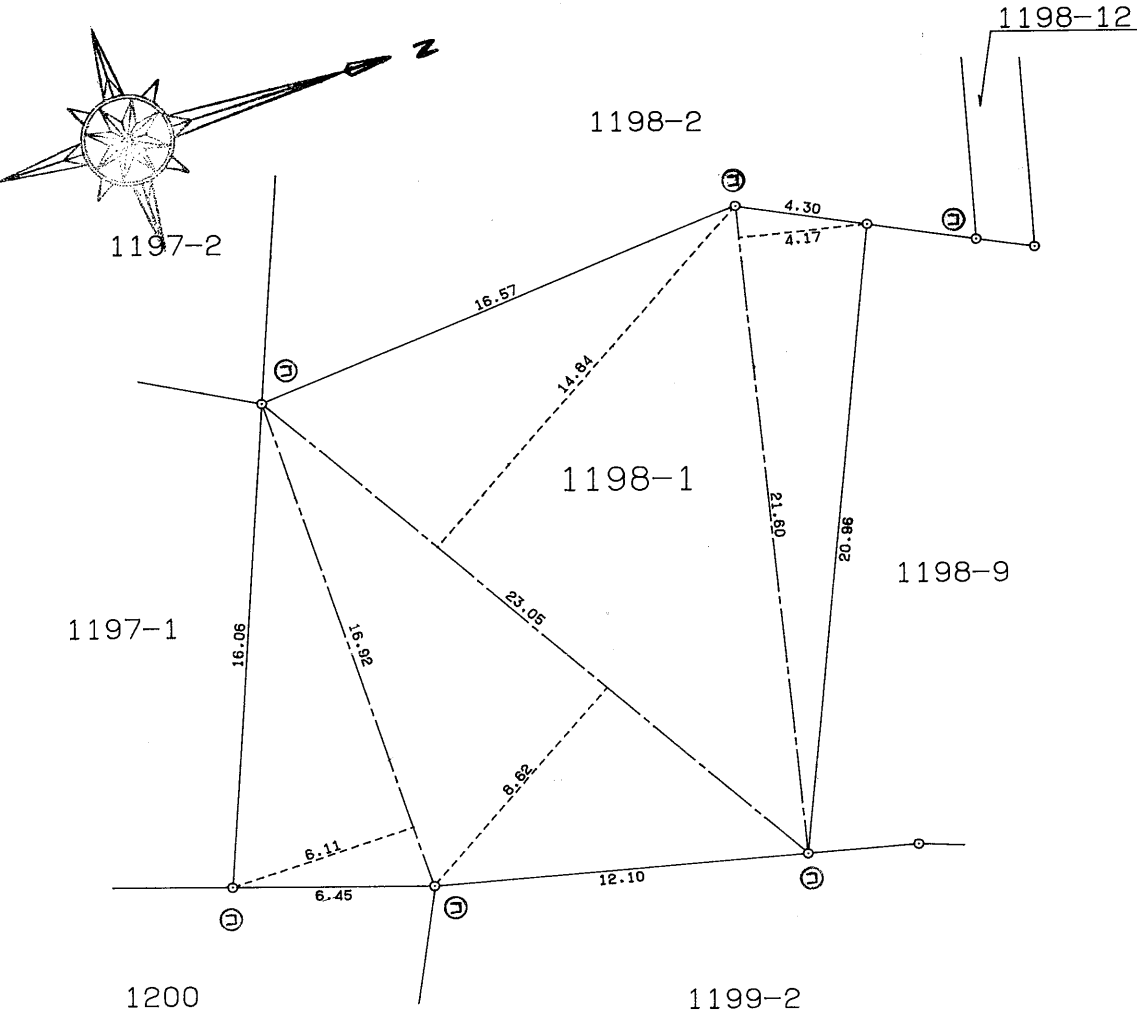


2025/10/17 09:39 現在の情報です。

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000200380
所在図番号	余白				
所 在	久喜市本町一丁目 1198番地2			余白	
家屋番号	1198番2			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造スレート葺平家建	33:12		昭和46年7月1日新築	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成8年6月13日	
			:		

1170037

地 番	1198-1	地 積 測 量 図
土地の所在	久喜市本町1丁目	



求 積 表

1198-1	16.92 ×	6.11 =	103.3812
	23.05 ×	8.62 =	198.6910
	23.05 ×	14.84 =	342.0620
	21.60 ×	4.17 =	90.0720
	合 計	734.2062	
	面 積	367.10310 m ²	地 積 367.10 m ²



凡 例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	㊦	石 杭	㊧	プラスチック杭		
	㊨	コンクリート杭	㊩	金属杭		
	㊪	金属鈎	㊫	刻 印		

作 製 者	大宮市大成町1-306 土地家屋調査士 内 藤 忠 志	(平成 9 年 6 月 2 0 日作製)
-------	--------------------------------	----------------------

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

申 請 人	(印)
申 請 人	

縮尺	1 / 250
----	---------

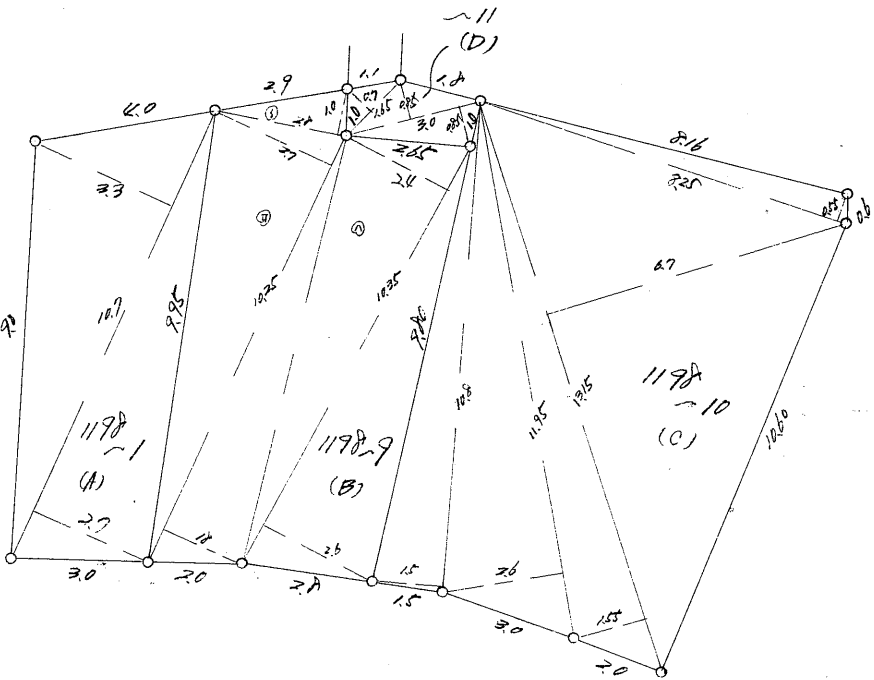
1170034

541.3.31

地積測量図

地番	1198-1(A) ~ 10(C) -9(B) ~ 11(D)
土地の所在	埼玉県久喜市本町花餅

久喜市 本町1丁目



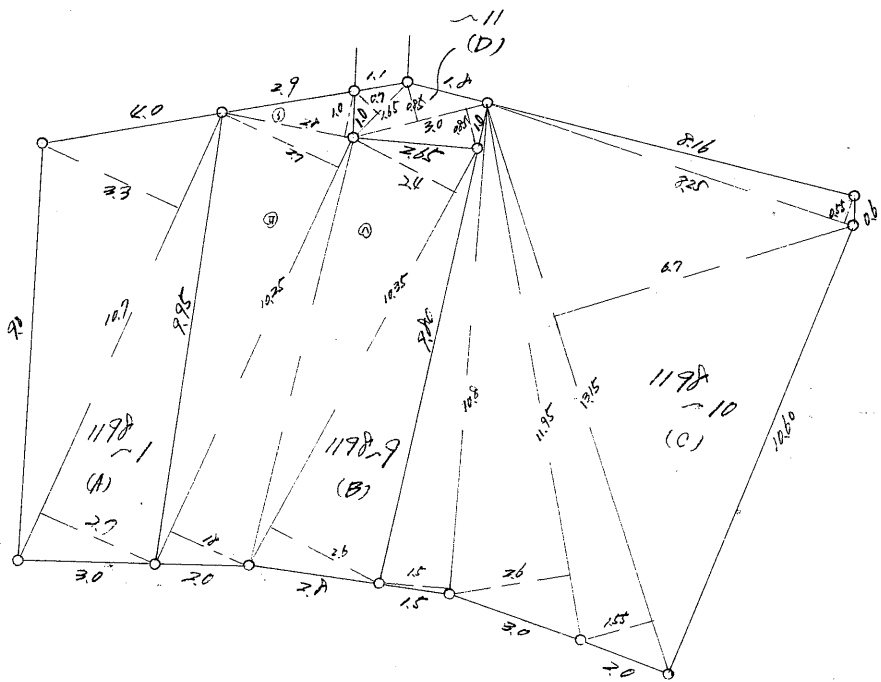
1170034

541.3.31

地積測量図

地番	1198-1 (A) ~ 10 (C) - 9 (B) ~ 11 (D)
土地の所在	埼玉県久喜市本町花餅

久喜市 本町1丁目



1170035

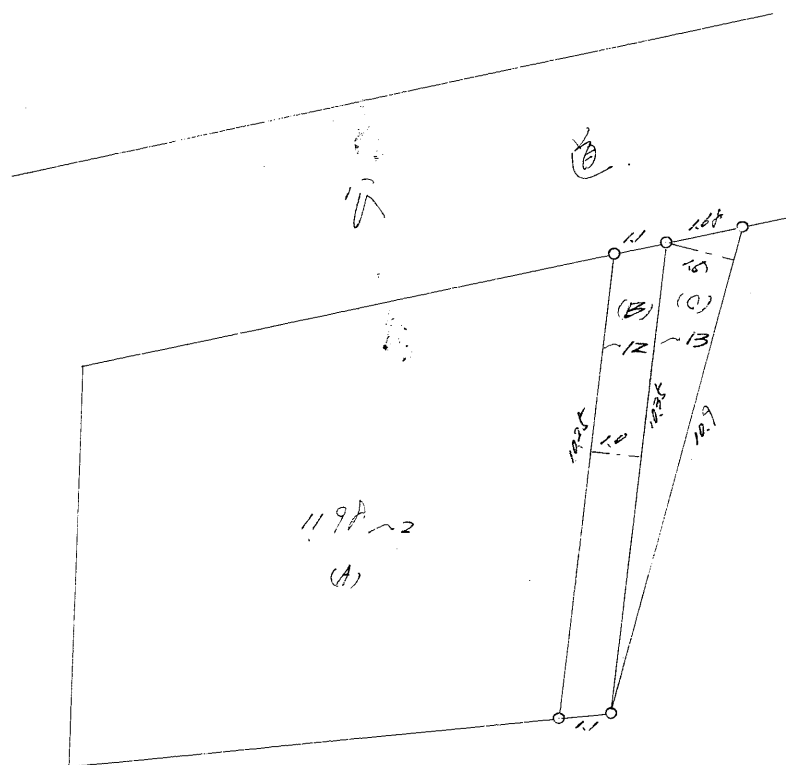
541.3.31

地 積 測 量 図

地 番 -2 119A ~ 12 (B)
~ 13 (C)

土地の所在 ~~新久保町久喜本町荒井~~

久喜市 本町1丁目



求 積

$$\begin{array}{l} 119A \sim 12(B) \quad \frac{1}{2} (10.5 + 10.3) \times 10 = 10.30 \quad \text{故. 10.30坪} \\ 119A \sim 13(C) \quad \frac{1}{2} \quad 10.9 \quad \times 1.5 = 8.175 \quad \text{故. 8.17坪} \end{array}$$

昭和41年
参月
大日

作 製 年 月 日

作 製 者

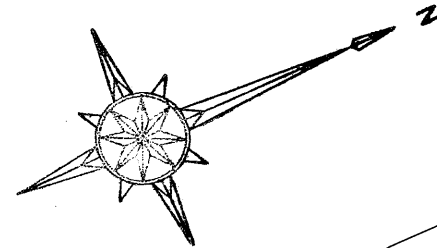
土地家屋調査士
新久保町久喜本町荒井
石井義正

申請人

縮 尺

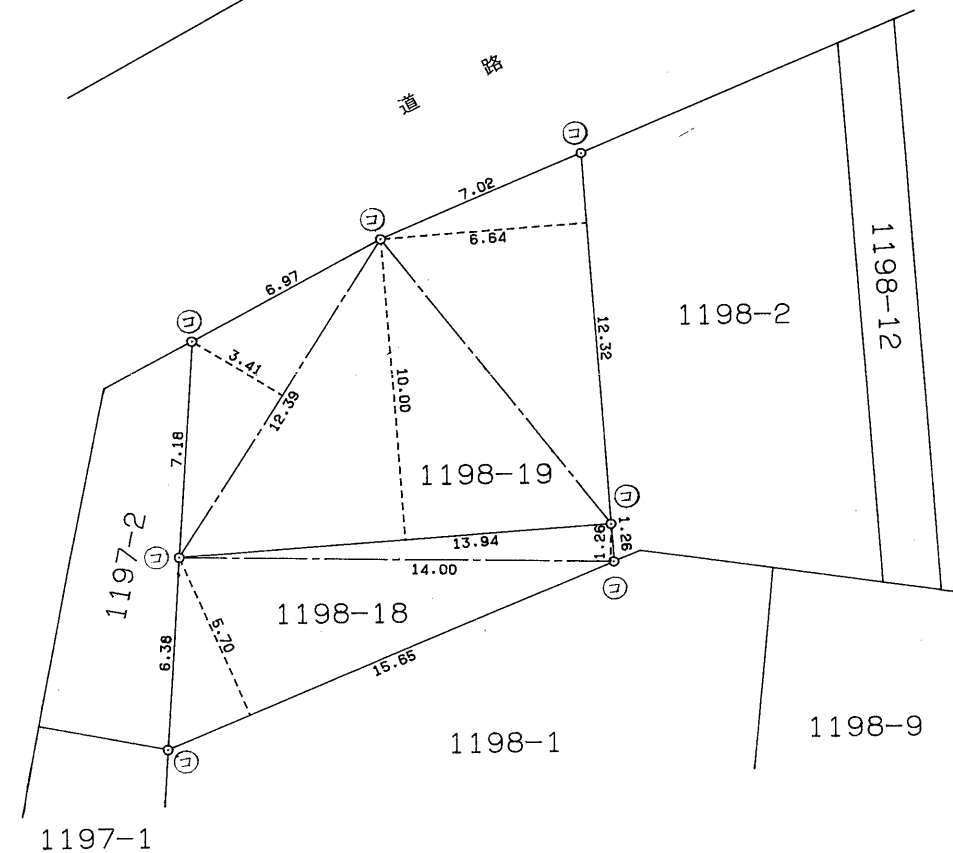
1/300

(埼玉土地家屋調査士会用紙)



求 積 表

1198-18	14.00	×	1.26	=	17.6400			
	15.65	×	5.70	=	89.2050			
	合計面積		106.8450					
			53.4225		㎡	地	積	53.42 ㎡
1198-19	12.39	×	3.41	=	42.2499			
	13.94	×	10.00	=	139.4000			
	12.32	×	6.64	=	81.8048			
	合計面積		263.4547					
			131.72735		㎡	地	積	131.72 ㎡
1198-2		簿	317.81		㎡			
		總計	185.14		㎡			
		殘地	132.67		㎡	地	積	132.67 ㎡



凡例	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別	記号	境界標の種別
	㊦	石 杭	㊧	プラスチック杭		
	㊨	コンクリート杭	㊩	金 属 杭		
	㊪	金 属 鉚	㊫	刻 印		

作製者

大宮市大成町 1-306

土地家屋調査士 内 藤 忠 志

(平成9年8月18日作製)

(埼玉土地家屋調査士会用紙)

申請人

申請人

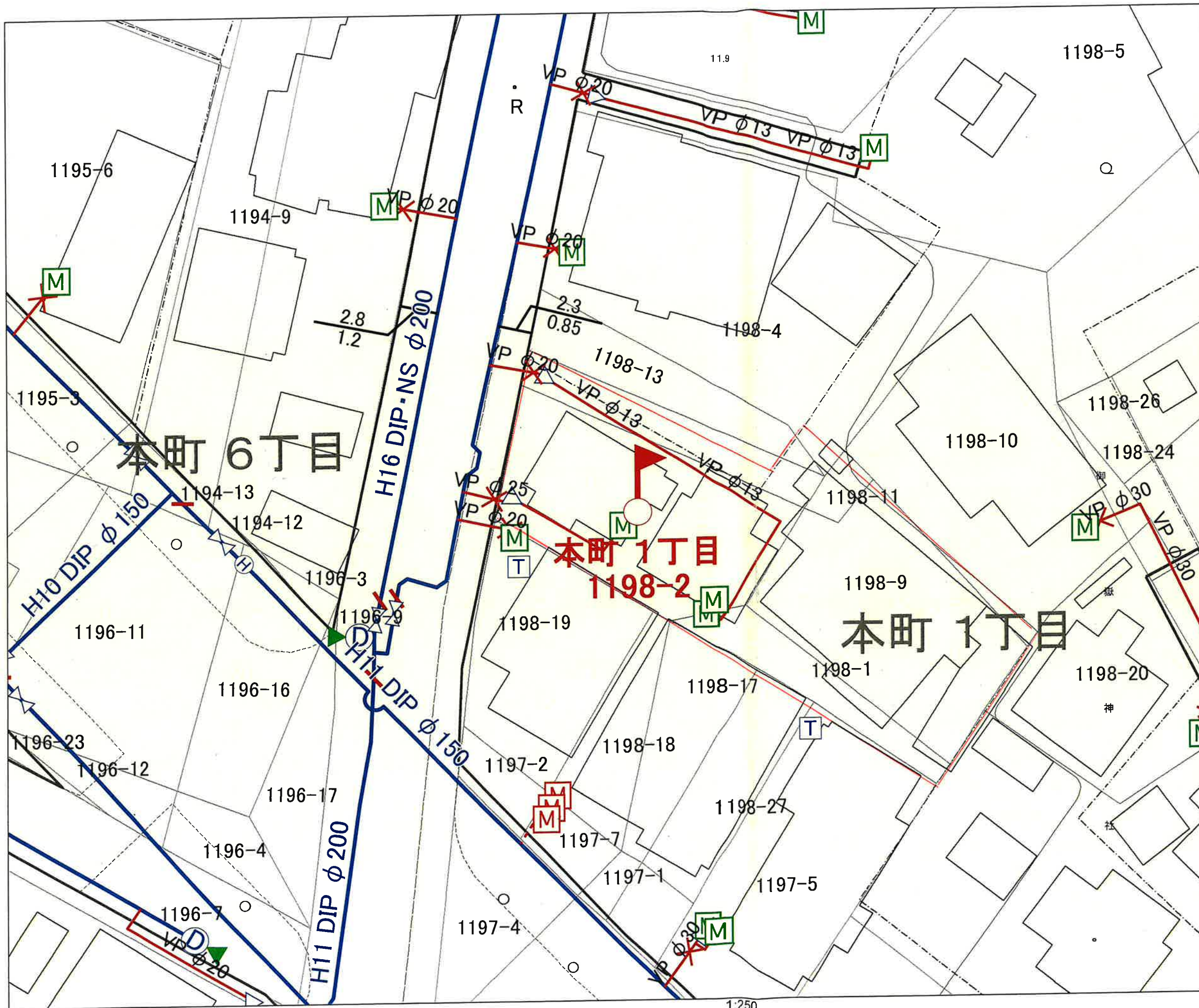
縮尺	$\frac{1}{250}$
----	-----------------

配水管路図



凡例

- M メータ
- M 量水器確認済
- M 量水器(位置不確実)
- M 集合住宅メータ
- ✕ 止水栓
- ◀ 排泥先(ドレン)
- ✕ 止水栓
-] 栓止
- ✕ 制水弁
- ⓪ 排泥弁
- ⊕ 水源
- ▷ 片落管
- 管種・年度・工区変更点
- 配水管
- 給水管
- 給水管(位置・管種・口径不明)
- 集合住宅給水管



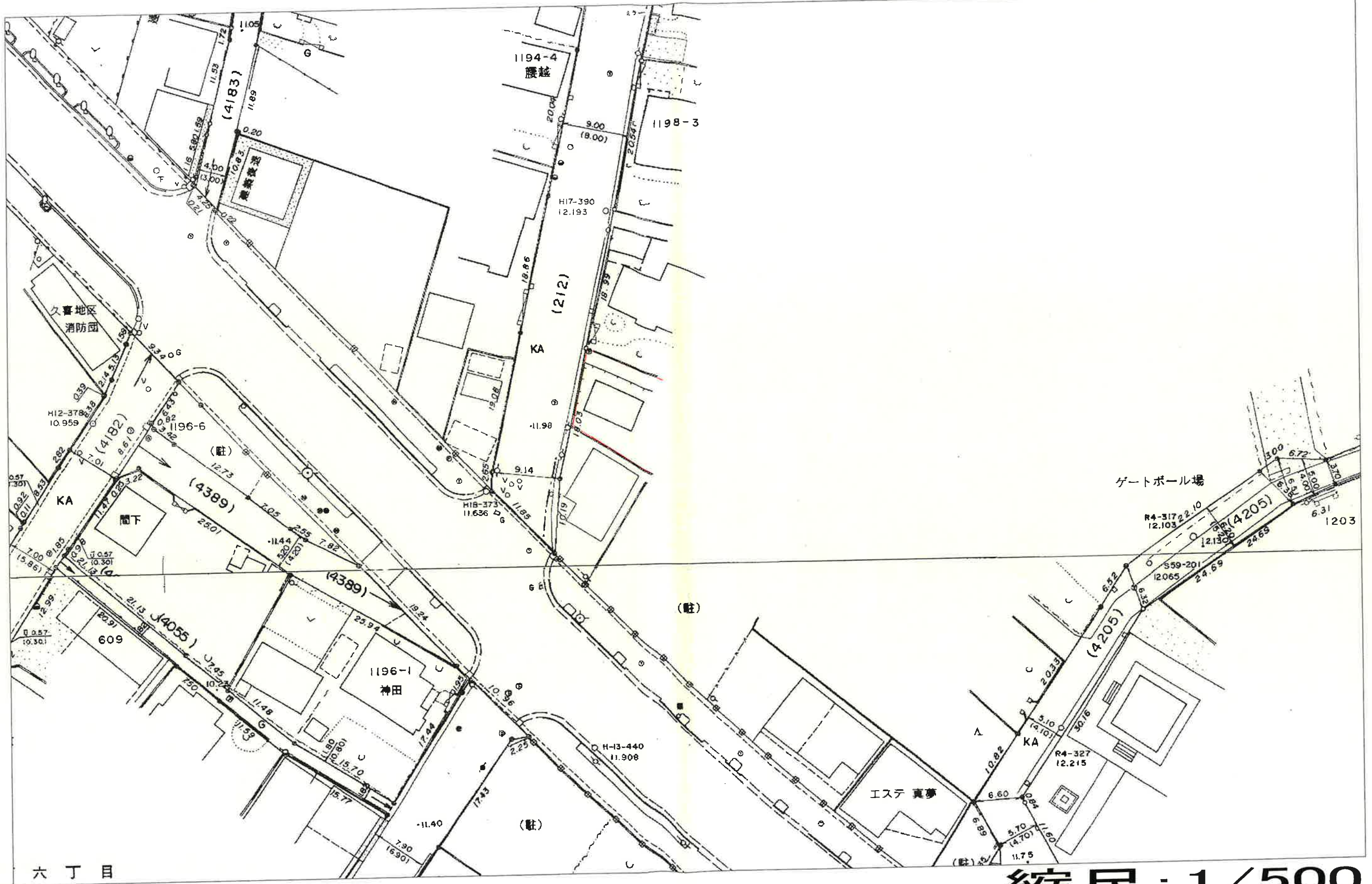
この管理図に記載された情報は参考であり
 実際とは異なる場合があります。特に給水管
 については必ずしも正確ではありませんので、
 必ず試掘調査等により確認してください。
 また、管理図の内容については責任を負い
 かねます。



㊦	宅地樹
┆	管止め(汚水)
●	0号人孔
●	1号人孔
○	2号人孔
◎	3号人孔
◎	4号人孔
△	5号人孔
Ⓟ	マンホールポンプ
Ⅴ	塩ビ人孔
Ⓡ	小型レジン
②〇	小型人孔(200mm)
③〇	小型人孔(300mm)
④〇	小型人孔(400mm)
④⑤	小型人孔(450mm)
⑤〇	小型人孔(500mm)
⑥〇	小型人孔(600mm)
⑦〇	小型人孔(700mm)
橢円	楕円人孔
□	特1号人孔
□	特殊人孔
⇒	合流幹線
⇒	合流幹線(圧送)
⇒	合流枝線
⇒	合流枝線(圧送)
⇒	汚水幹線
⇒	汚水幹線(圧送)
⇒	汚水枝線
⇒	汚水枝線(圧送)

久喜市下水道事業

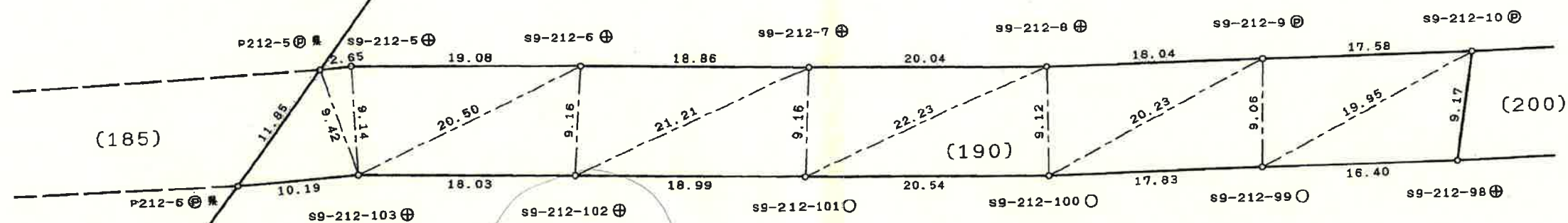
久喜市道路台帳図(写)



縮尺: 1/500

平成14年3月15日補正

昭和60年3月作図



図面番号 9/13

市道	212	号線
実測	求積	平面図
縮尺	五百分之一	
台帳平面図番号	82	

久喜市

株式会社エナジー宇宙

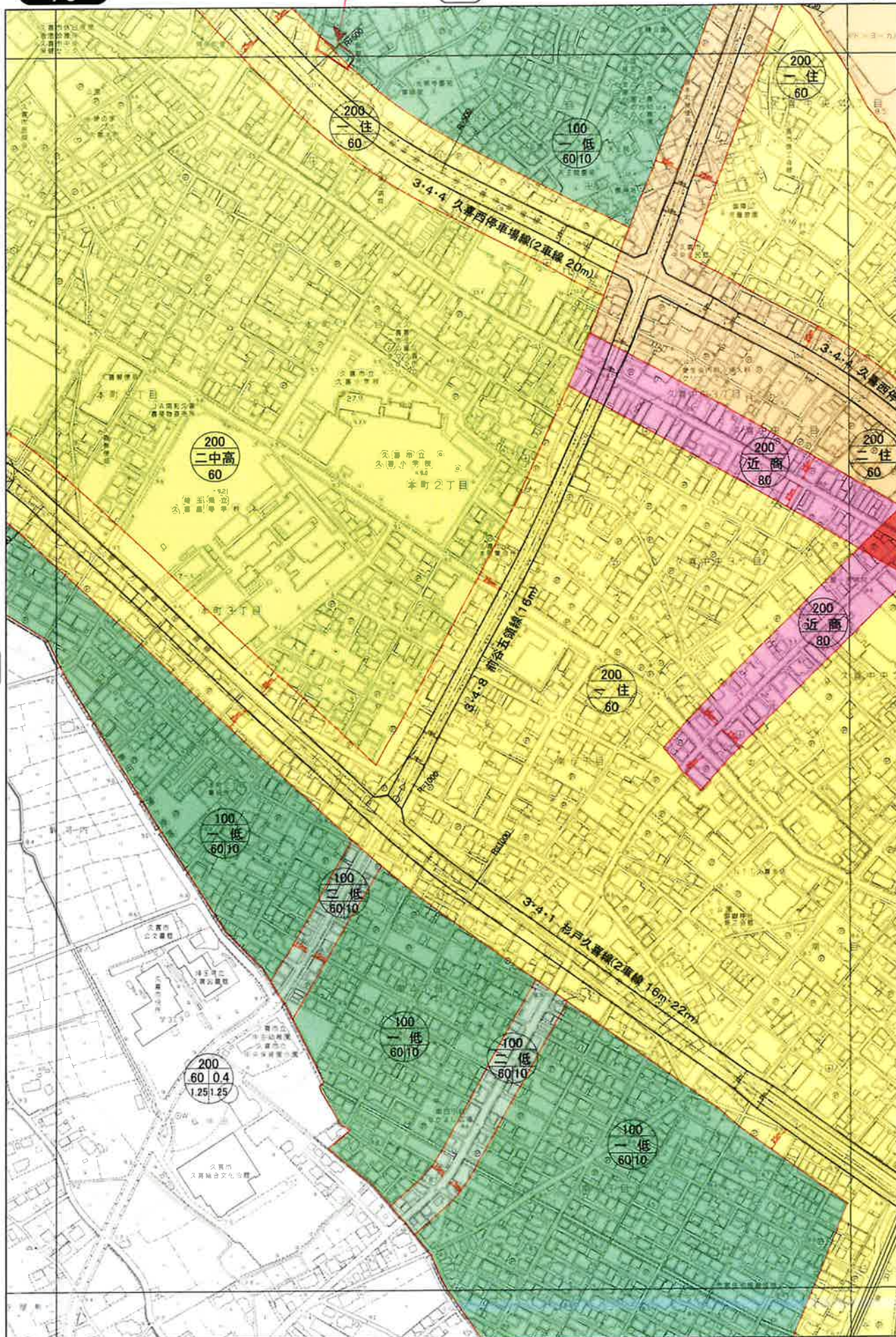
〒151-0053 東京都渋谷区代々木4丁目31番8号

☎ TEL 0120-428-057

回答

回答者	鈴木 征良								
連絡事項（ガス会社より）	手前借家2棟は都市ガス供給なし。一番奥の宅地向けに引込管が1本ございます。実際のガス管埋設位置が図面と異なる場合がございます。工事施工の際は事前にガス会社までご連絡いただけるようお願いします。								
埋設管情報	本支管敷設: 有り ガス種: 都市ガス 本支管情報1<table><tr><td>区分: 本支管</td><td>圧力: 低圧</td><td>管種: ポリエチレン管</td><td>口径: 200 mm</td></tr><tr><td>離れ: - m</td><td>土被り: - m</td><td colspan="2">埋設年:</td></tr></table>	区分: 本支管	圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 200 mm	離れ: - m	土被り: - m	埋設年:	
区分: 本支管	圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 200 mm						
離れ: - m	土被り: - m	埋設年:							
引込管情報	宅地引込管: 有り 引込管情報1<table><tr><td>圧力: 低圧</td><td>管種: ポリエチレン管</td><td>口径: 30 mm</td></tr></table>	圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 30 mm					
圧力: 低圧	管種: ポリエチレン管	口径: 30 mm							
負担金	無								
特記事項									
添付資料									

本物件



久喜市 高さ制限等規制一覧表

平成29年10月13日現在

			法53条1項 建ぺい率	法52条1項 容積率	法55条 高さ制限	道路 斜線	隣地斜線		北側斜線		日影規制			対象となる建築物	法52条2項 前面道路幅員に よる容積率の限 度（接道12m未 満）		
			(%)	(%)	(m)		立ち 上がり (m)	勾配	立ち 上がり (m)	勾配	種別	規制される範囲 (敷地境界からの 水平距離)				日影を測定 する水平面 (平均地盤 面からの高 さ)	
												5m超え	10m超え				
市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	50	80	10	なし	なし	5	1.25	(一)	3h	2h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	0.4		
			50	100						(二)	4h	2.5h					
			60	100						(二)	4h	2.5h					
			50	150						(三)	5h	3h					
		第二種低層住居専用地域	60	100						(二)	4h	2.5h					
		第一種中高層住居専用地域	50	150	1.25			20	1.25	なし※	(一)	3h	2h	4m		高さが10mを超える	
			60	150							(一)	3h	2h				
			60	200							(二)	4h	2.5h				
		第二種中高層住居専用地域	50	150							(一)	3h	2h				
			60	200							(二)	4h	2.5h				
	第一種住居地域	60	200	(一)		4h	2.5h										
	第二種住居地域	60	200	(一)		4h	2.5h										
	準住居地域	60	200	(一)		4h	2.5h										
	商業系	近隣商業地域	80	200		なし	(二)				5h	3h	4m	高さが10mを超える	0.6		
		商業地域	80	400			なし				なし	なし	なし	なし			
				500													
	工業系	準工業地域	60	200			1.5				31	2.5	(二)	5h		3h	4m
工業地域		60	200	なし			なし				なし	なし	なし				
工業専用地域		50	200	なし			なし				なし	なし	なし				
		60															

※…埼玉県建築基準法施行条例第8条の2により日影の適用範囲が定められているため、適用なし。(法56条1項3号)

市街化調整区域	その他の市街化調整区域 (鷺宮地区の60%/100%の地区を含む)	50	100	なし	1.25	20	1.25	なし	(二)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4
		60	100		1.5				(二)	4h	2.5h			
		60	200		1.25				(三)	5h	3h			
	菖蒲インター地区 & 鷺宮地区の市街化調整区域	60	200		1.5	31	2.5		(三)	5h	3h			0.6

※…法令等の改正により、数値等が変更となる場合があります。詳細は建築審査課までご照会ください。